

設問 1

第 1 「現行犯人」(刑事訴訟法(以下、法名を省略する)212条1項)を逮捕する場合、無令状であることができる(213条)。では、甲は「現行犯人」にあたるか。

- 1 現行犯の場合に無令状で逮捕を行うことができる根拠は、第一に、逮捕者から見て、犯罪があったこと及び犯人が誰であるかが明白で誤認のおそれが少ないこと、第二に、その場で逮捕する緊急の必要性が高いことにある。

したがって、「現行犯人」、すなわち「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者」にあたるかは、①逮捕者にとっての犯罪と犯人の明白性、及び②時間的場所的接着性から判断する。

- 2 (1) 逮捕者自身が、被逮捕者が罪を行い又は行い終わるのを現認していなくとも、現場の客観的外部的状況に照らして明白であれば、現認に準じると評価できるところ、この際、特殊な知識や事前に得ていた他の資料・知識・経験等を踏まえて判断することも許される。

警察官は、殺人を目撃したWから犯人の特徴及び犯人の逃走した方向を聞き、Wの指示した方向を探した結果、甲を発見し、職務質問の末、逮捕した。しかし、発見した当時、警察官にとって犯罪と犯人の明白性が看取できる外部的状況は存在しなかった。このことは、ナイフを用いた殺人という重大事犯にもかかわらず、警察官が甲を直ちに逮捕するのではなくて、職務質問をしたうえで逮捕したという本件経緯からうかがい知ることできる。

そうだとすれば、本件逮捕は、専らWの供述を前提としたものといわざるを得ない。したがって、逮捕者である警察官との関係で、①犯罪と犯人の明白性は認められない。

- (2) しかも、警察官が甲を逮捕した時間は、犯行から約30分も経過した午後10時30分頃であり、甲を逮捕した場所は、犯行現場から約2キロメートルも離れた路上である。追跡行為が継続していれば時間的場所的に隔たりがあったとしても許容される余地はあるものの、本件で逮捕者である警察官が甲を追跡していたという事情はみられない。

本件のように、屋外で、しかも時間と場所が相当程度隔たる場合、もはや現行犯的状况から被逮捕者が犯人であることが明白とはいえない。したがって、②時間的場所的接着性も認められない。

- (3) 以上より、甲は「現行犯人」にあたらぬようにも思われる。

第 2 もっとも、甲が、212条2項各号の一つにあたり、「罪を行い終つてか



ら間がないと明らかに認められ」れば、「現行犯人」とみなされる。この場合も、無令状で逮捕することができる（213条）。では、どうか。